

事務連絡
令和8年3月6日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 殿
大学を設置する各学校設置会社担当課
放送大学学園担当課

文部科学省高等教育局大学振興課

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定の申請等について（依頼）

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和7年文部科学省令第30号。以下「改正省令」という。）により、地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組に関する特例制度が創設されたところです。

今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがあるほか、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがあります。

本特例制度の趣旨は、このような状況下において、更なる高等教育機関間の連携の取組を推進し、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図るための取組を促進するものであり、他の大学と連携して行うこと等を要件として、文部科学大臣による認定を受けた大学については、大学設置基準等における特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができることとするものです。

この度、地域高等教育機会確保特例認定大学等（地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和7年文部科学省告示第143号。以下「認定規程」という。）第1条に規定する地域高等教育機会確保特例認定大学等をいう。以下同じ。）の認定の申請及び協議会（地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件（令和7年文部科学省告示第144号。以下「告示」という。）第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の届出を受け付けることとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定に係る申請方法等について
「地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項」
(令和8年3月6日文部科学省高等教育局長決定。以下「実施要項」という。)(別
添1)及び認定規程(別添2)も確認の上、以下の記載に沿って申請してください。
 - (1) 申請書類
 - ① 申請書(実施要項 様式1)
 - ② 申請計画書(別途添付する詳細資料を含む。)(実施要項 様式2)
 - ③ 認定規程第1条各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる基準に適合する
ことを証する書類(実施要項 様式3)

※ 申請に当たっては、①～③を1つのファイルにし、ファイル名を「【大学
名】地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定申請書」とした上で、Word及
びPDFの両方の形式で提出してください。
 - (2) 申請先
大学振興課地域大学振興室 (chiikidaigaku@mext.go.jp) 宛に電子媒体で提出
してください。その際、電子メールの件名を「地域高等教育機会確保特例認定大
学等の認定申請」としてください。
なお、学内の決裁規則上、学長印を押印する必要があるなど、特段の理由があ
る場合には、申請書類の郵送を妨げるものではありませんが、その場合も必ず写
しを電子媒体で提出してください。
 - (3) 申請期限
申請は随時受け付けますが、取組開始時期の遅くとも1年前を目安に申請して
ください。
 - (4) その他
大学振興課において、本特例制度についての各大学からのオンラインによる相
談(1回につき最大50分)を受け付けます。詳細については、文部科学省ホーム
ページ ([https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/mext_03431.
html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/mext_03431.html) ※近日中に公開予定)を御確認ください。
- 2 地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会の届
出方法について
告示(別添3)も確認の上、以下の記載に沿って届出してください。
 - (1) 届出書類
協議会届出書(実施要項 様式9)
 - (2) 届出先

大学振興課地域大学振興室 (chiikidaigaku@mext.go.jp) 宛に電子媒体で提出してください。その際、電子メールの件名を「協議会届出」としてください。

(3) 届出期限

届出は随時受け付けますが、地域高等教育機会確保特定認定大学等の認定を受けようとするに際しては、届出のあった協議会の意見を勘案することとなっていますので、認定を受けようとする大学は、当該大学が所在する地域の関係者と連携し、原則、地域高等教育機会確保特定認定大学等の認定に係る申請よりも前に届出を行ってください。

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室

電話：03-5253-4111（内線3576）

メールアドレス：chiikidaigaku@mext.go.jp

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項

令和 8 年 3 月 6 日

文部科学省高等教育局長決定

第 1 通則

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和 7 年文部科学省告示第 143 号。以下「規程」という。）に基づく地域高等教育機会確保特例認定大学等（規程第 1 条に規定する地域高等教育機会確保特例認定大学等をいう。以下同じ。）の認定等については、規程のほか、この要項に定めるところにより行うものとする。

第 2 認定の基準

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定の基準は、次のとおりとする。

<機関としての要件>

認定のための審査を受けるためには、次に掲げる事項が、規程第 1 条各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式 3）において明らかにされていること。

- (1) 地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- (2) 認定を受けようとする大学が、第 3 の申請の日の直近の機関別認証評価において適合認定を受けていること。
- (3) 認定を受けようとする大学が、第 3 の申請の日前 5 年以内において次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと（以下「法令違反等」という。）。
 - ・大学の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。
 - ② 財政状況が健全でなくなったこと。
 - ・国公立を除く大学について、次のいずれにも適合することをいう。ただし、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性に鑑み、特別の事情がある場合については、この限りでない。
 - ア その設置者の申請の日の属する年度の前 3 か年度の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が連続してマイナスであること。
 - イ その設置者の申請の日の属する年度の直前の貸借対照表の「運用資

産と外部負債の差額」がマイナスであること。

- ③ ①及び②に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

<申請計画書に記載すべき事項>

(4) 次に掲げる事項が、申請計画書(様式2)において明らかにされていること。

① 申請目的

② 地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育(以下「地域高等教育機会確保に資する教育」という。)を行う学部等

当該学部等が、国の基準に従い指定等される資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議する必要があるため、申請前に文部科学省に相談すること。

ただし、以下の課程については、所管省庁との協議により、地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要と判断されているため、当該課程については、個別に所管省庁と協議する必要はない。

ア. 教育職員免許法別表第一備考第五号イの規定に基づく免許状の授与の所要資格を得させるための課程

イ. 保育士養成課程

③ 地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情

地域にとって真に必要な高等教育への機会を確保する観点から、認定を受けようとする大学のみが必要と判断するのではなく、協議会(大学設置基準第58条第1項、専門職大学設置基準第77条第1項、短期大学設置基準第51条第1項及び専門職短期大学設置基準第74条第1項に規定する協議会(地域構想推進プラットフォーム)のうち届出のあったものをいう。以下同じ。)等においても当該大学による地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要とされている旨を明らかにすること。

なお、協議会の届出については、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件(令和7年文部科学省告示第144号)を参照すること。

④ 地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

⑤ 他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容

⑥ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

⑦ 実施予定期間

<申請計画書の内容の履行>

(5) 申請計画書の内容について、

- ・大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること。
- ・大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること。

認定を受けようとする大学と連携先の他の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表するなど緊密な連携協力体制が構築され、継続的に運用されている組織をいう。

- ・協議会の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されると見込まれること。

第3 認定の申請

認定を受けようとする大学の学長は、申請書(様式1)に申請計画書(様式2)及び規程第1条各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書類(様式3)を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

第4 認定の手續等

- (1) 文部科学大臣は、第3の申請があった場合には、中央教育審議会大学分科会の下に置かれた「教育課程等特例制度等運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の審査を経て、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。
- (2) 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、第3の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。また、文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が様式4により認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、運営委員会の審査を経て、当該認定期間を延長することができる。
- (3) 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第5 公示

- (1) 文部科学大臣は、以下の場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。
 - ① 第4(1)及び第6(1)の規定による認定をしたとき。
 - ② 第4(2)の規定による認定期間の延長を認めたとき。
 - ③ 第6(2)の規定による変更の届出があったとき。
 - ④ 第10の規定による認定の取消しを行ったとき。
- (2) (1)①の公示は、地域高等教育機会確保特例認定大学等の申請計画書

を踏まえ、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容、当該地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等、その全部又は一部によらないこととされた特例対象規定及び実施予定期間を付して行うものとする。

第6 申請計画書の内容変更

- (1) 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第3の申請計画書に記載した事項のうち第2(4)②及び④に掲げるものを変更しようとするときは、様式5により申請し、文部科学大臣の認定を受けなければならない。文部科学大臣は、運営委員会の審査を経て、当該認定を行うものとする。
- (2) 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第3の申請計画書に記載した事項のうち第2(4)②及び③に掲げるもの以外のものを変更する場合には、あらかじめ、様式6によりその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、申請計画書の内容に影響しない誤字脱字等の修正等については、この限りでない。
- (3) (2)に係る変更について、申請計画書の内容を大幅に変更する場合には、新たな認定の申請を行うものとする。

第7 実施状況報告書等

- (1) 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度の終了後3か月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。
- (2) 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、インターネットの利用により(1)の実施状況報告書に記載すべき事項を公表している場合には、当該事項を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類（様式7）の提出をもって(1)の実施状況報告書の提出に代えることができる。

第8 報告の徴収等

文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

第9 措置の要求

文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第10 認定の取消し

- (1) 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から、様式8による認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。
- (2) 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の審査を経て、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消すことができる。
 - ① 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - ② 地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。
 - ③ 第6(1)の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。
 - ④ 第6(2)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ⑤ 第8の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同項の調査に応じなかったとき。
 - ⑥ 第9の規定による措置をとらなかったとき。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。
 - ⑧ 認定された後に行われた機関別認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

第11 認定期間に係る特例

地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができる。認定を取り消された場合についても、これと同様とする。

附 則

この実施要項は、令和8年3月6日から施行する。

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定に係る申請書

地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定を受けたいので、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和 7 年文部科学省告示第 143 号）第 2 条の規定に基づき、申請計画書及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程第 1 条各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類を添えて申請します。

(担当者)
氏 名
連絡先

申請計画書

申請目的	※地域における将来の人材需要等を踏まえた大学における人材育成の在り方に照らし、地域高等教育機会確保に資する教育の実施により期待される効果（地域にとって真に必要なかつ魅力ある大学づくり）に触れつつ記載すること。
地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等	※地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等の名称を記載すること。当該学部等が複数にわたる場合は、当該学部等の名称を全て記載すること。
地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情	<p>※地域高等教育機会確保に資する教育の実施にあたり、地域における高等教育の状況を具体的に記載すること。</p> <p>※地域高等教育機会確保に資する教育の実施について、協議会等の意見に触れつつ、地域においても当該大学による地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要とされていることが分かるように具体的に記載すること。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材需要等を踏まえ、協議会において、認定を受けようとする大学が地域の社会・生活基盤を支える人材育成機関として位置づけられるなど地域にとって真に必要な高等教育機関であること。 ・認定を受けようとする大学の果たす役割に鑑み、協議会の構成員から支援策が講じられるなど緊要性が認められること。
地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	※特例対象規定の条項（例：大学設置基準第 19 条第 1 項）を記載すること。
他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容	※地域高等教育機会確保に資する教育について、他の大学と連携して実施する教育活動の内容のほか、他の大学との役割分担や、教員等も含めた教育実施体制の確保、成績評価の際の留意点等の観点も具体的に記載すること。

<p>学生に対する適切な配慮のための具体的な措置</p>	<p>※地域高等教育機会確保に資する教育の実施について、あらかじめ、学生募集の際の適切な周知や在学生に対する丁寧な説明を行うことや、実施後も学生からの意見聴取や相談受付の仕組みを整備すること等の配慮措置を具体的に記載すること。</p> <p>※特例対象規定の規制緩和に対する学生保護の観点も記載すること。</p>
<p>実施予定期間</p>	<p>※「期間」だけでなく「始期」及び「終期」も記載すること。</p> <p>※学部等の設置認可の申請を予定している場合には、開設希望年度とともにその旨を記載すること。</p>

注) 本申請計画書は4ページ以内を目安とし、申請計画書の内容に関する詳細や工程表、申請計画書の内容の履行に関する詳細(大学等連携推進法人等との連携や協議会等との連携等)など、必要な情報は別途添付すること(様式自由)。

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程第 1 条各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類

1. 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること	<p>※認証評価で、教育研究活動等の状況について自ら行う点検・評価及び見直しの体制について、改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況を記載すること。</p> <p>※教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制について記載又はこれらの事項に係る情報が掲載されている大学等のホームページの URL を記載すること。</p>
教育研究活動等の状況を積極的に公表していること	<p>※「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会）に示された事項の例^注を参考に、大学等として特に積極的に公表している教育研究活動等の状況に係る事項を記載すること。</p> <p>※教育研究活動等の状況を公表している大学等のホームページの URL を記載すること。</p>

注) 教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項の例

各授業科目における到達目標の達成状況／学位の取得状況／学生の成長実感・満足度／進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）／修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率／学修時間／「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況／卒業論文・卒業研究の水準／アセスメントテストの結果／語学力検定等の学外試験のスコア／資格取得や受賞、表彰歴等の状況／卒業生に対する評価／卒業生からの評価／入学者選抜の状況／教員一人あたりの学生数／学事暦の柔軟化の状況／履修単位の登録上限設定の状況／授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）／早期卒業や大学院への飛び入学の状況／FD・SD の実施状況／GPA の活用状況／カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況／ナンバリングの実施状況／教員の業績評価の状況／教学 IR の整備状況 等

2. 申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。

※申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けたことが明記された認証評価機関又は大学等のホームページの URL を記載すること。

3. 申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

申請の日五年以内において次の①～③のいずれにも該当しない。

① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

② 財政状況が健全でなくなったこと。(※)

③ 上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

※②に該当する場合で特別の事情がある場合には「4. 備考」に必要事項を記載すること。

4. 備考

※3②に該当する場合であっても、地方公共団体又は産業界等地域の関係者からの支援がある場合には当該項目に該当しないこととする場合もあるため、地域の関係者の支援状況を記載すること。

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定期間の延長に係る申請書

下記の理由により、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定期間を、令和 年月 日まで延長したいので、このことについて認定いただきたく、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和 7 年文部科学省告示第 143 号）第 3 条第 5 項の規定に基づき申請します。

記

認定期間の延長 を申請する理由	
--------------------	--

(担当者)
氏 名
連絡先

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

地域高等教育機会確保特例認定大学等の申請計画書の変更に係る申請書

下記のとおり、地域高等教育機会確保特例認定大学等の申請計画書を変更したいので、このことについて認定いただきたく、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和7年文部科学省告示第143号）第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

変更箇所	該当するものに☑を付すこと。 <input type="checkbox"/> 地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等 <input type="checkbox"/> 地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

(担当者)
氏 名
連絡先

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

地域高等教育機会確保特例認定大学等の申請計画書に係る変更届

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和7年文部科学省告示第143号）第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更箇所	該当する項目に☑を付すこと。 <input type="checkbox"/> 申請目的 <input type="checkbox"/> 地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情 <input type="checkbox"/> 他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容 <input type="checkbox"/> 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置 <input type="checkbox"/> 実施予定期間	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		
変更年月日		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

(担当者)
氏名
連絡先

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

実施状況報告書の提出

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和7年文部科学省告示第143号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

実施状況報告書を公表しているホームページアドレス	添付の有無

(担当者)
氏名
連絡先

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定の取消に係る申請書

下記の理由により、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消していただきたく、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和 7 年文部科学省告示第 143 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

認定の取消を申請する理由	
--------------	--

(担当者)
氏 名
連絡先

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

協議会名

代表者名

協議会届出書

地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件（令和7年文部科学省告示第144号）第2項各号に規定する措置を講じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 協議会の名称 ○○○○

※協議会にかかる設置要項等の規約がある場合には、別途添付すること。

2. 協議会の代表者の氏名 ○○ ○○

3. 主たる事務局の所在地 ○○○○

4. 協議会が定める地域 ○○○○

※主として都道府県単位が想定されるが、地域の実情（同一の都道府県内に所在する高等教育機関がそれほど多くない、都道府県内で高等教育機関の所在地が離れている、都道府県域が広大など）に応じて、隣接する都道府県にまたがる生活・経済圏単位とすることや、都道府県内の地区ブロック単位とすることも考えられる。

5. 4に掲げる地域に所在する大学その他の高等教育機関、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相当数参加するために講じた措置の内容

例)

- ・参加していない高等教育機関に対して継続的に情報提供等を行うこととしている。
- ・産業界の参画を促すため、産学官等の連携による人材育成の必要性について共通認識を得られるよう継続的に対話の機会を設けることとしている。

※講じた措置の内容に関する詳細資料がある場合は別途添付すること。

6. 5に掲げる地域の関係者間の円滑な情報の共有を図るために講じた措置の内容

例)

- ・円滑かつ適切な情報共有のため、参画主体や参画レベルを踏まえた運営体制（構成機関のトップレベルが参加し意思決定を行う「全体会議」の下に課題解決に向けた取組を実行する「実行部門」を設置するなど）を構築している。
- ・協議会全体のコーディネーター機能を有する「運営事務局」を設置し、参加する構成機関のニーズやシーズ等の収集とそれを必要とする構成機関への的確な情報提供を行っている。
- ・情報共有システムを構築・活用している。
- ・参加する構成機関の窓口を明確化するとともに、各機関内で適切な情報共有の仕組みを構築している。

※講じた措置の内容に関する詳細資料がある場合は別途添付すること。

7. 協議会の構成員の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※欄が不足する場合には適宜追加すること。

(担当者)
氏 名
連絡先

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

協議会名

代表者名

協議会関係事項変更届出書

標記について、令和 年 月 日付けで、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件（令和7年文部科学省告示第144号）第2項に基づく届出事項に変更が生じたため、下記のとおり届け出ます。

記

変更箇所	該当するものに☑を付すこと。	
	<input type="checkbox"/> 協議会の名称 <input type="checkbox"/> 協議会の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 協議会の構成員 <input type="checkbox"/> 事務局の所在地 <input type="checkbox"/> 地域の関係者が相当数参加するために講じた措置の内容 <input type="checkbox"/> 地域の関係者間の円滑な情報の共有を図るために講じた措置の内容	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

(担当者)

氏名

連絡先

○文部科学省告示第四百四十三号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条 地域高等教育機会確保特例認定大学等（大学設置基準第五十八条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定大学、専門職大学設置基準第七十七条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学設置基準第五十一条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の認定基準は、次のとおりとする。

一 地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする

る大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第三項の規定により受けるものを除く。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ 財政状況が健全でなくなったこと。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四 次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ 申請目的

ロ 地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「地域高等教育機会確保に資する教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）（当該学部等が、国の基準に従い指定等さ

れる資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議し、当該国の機関が地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要であると認めた課程に限る。）

ハ 地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情

ニ 地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

ホ 他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容

ヘ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

ト 実施予定期間

五 前号の申請計画書の内容が、大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること、大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること並びに協議会（大学設置基準第五十八条第一項、専門職大学設置基準第七十七条第一項、短期大学設置基準第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準第七十四条第一項に規定する協議会をいう。）の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されることが見込まれること。

（認定の申請）

第二条 認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(認定の手續等)

第三条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。第五項の規定により認定期間を延長するとき及び第五条第一項の規定により地域高等教育機会確保特例認定大学等が前条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものに限る。第五条第一項において同じ。）を変更しようとするときも同様とする。

3 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、前条の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

4 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。前条第五項の規定による認定期間の延長を認めるとき、次条第二項の規定による変更の届出があつたとき並びに第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

2 前項の規定による公示は、地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る第二条の申請計画書を踏まえ、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容、当該地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

(申請計画書の内容変更)

第五条 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項(第一条第四号ロ及びニに掲げるものを除く。)を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な事項については、この限りでない。

(実施状況報告書等)

第六条 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、毎計画年度(認定期間をその開始の日から一年ご

とに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）
実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。
い。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

（報告の徴収等）

第七条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第九条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から認定の取消しの申請があつたときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二 地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

三 第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

六 前条の規定による措置をとらなかつたとき。

七 前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八 認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかつたとき。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、行うものとする。

(認定期間に係る特例)

第十条 地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号ロの学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができる。

2 前条第一項及び第二項の規定により認定を取り消された場合についても、前項と同様とする。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第四百四十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

1 地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件
大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）、地方公共団体、産業界その他の地域の関係者は、共同して、将来の当該地域における高等教育の機会の確保等に関する構想、当該地域における大学等間の連携、地域の振興に資する見地から大学等が当該地域の関係者と連携して行う教育活動その他の事項に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、文部科学大臣に対し、次に掲げる全ての措置を講じた旨を届け出ることができる。

一 協議会が定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相

当数参加するために必要な措置

二 前号の関係者間の円滑な情報の共有を図るために必要な措置

3 前項の規定による届出を行った協議会は、当該協議会の運営に関し、必要に応じ、国に必要な情報
の提供その他の協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

5 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。